

別紙資料 宇都宮市の重大事態の調査について

(宇都宮市いじめ防止基本方針より抜粋)

第5章 重大事態への対処

法第28条に掲げる重大事態の発生においては、本指針とともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)及び『「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の本市における取扱」(平成29年4月 児童生徒指導推進強化全体会配布資料)を参照すること。

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間※」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

その他、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、(1)のア、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

2 教育委員会による調査

(1) 趣旨

教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にする※ための調査を行う。

※ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。

(2) 調査

教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。

〔教育委員会における調査〕

ア 学校教育課等における調査

学校教育課等は、職員を学校に派遣するなどして、必要な調査を行うとともに、その解決に向けて対応にあたる。

イ 学校教育問題解決委員会における調査内容の検討等

学校教育課等による調査結果について、教育委員会関係課による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、必要に応じて学校支援アドバイザーから助言を得るなどして、その解決に向け対応策を検討する。

ウ 学校教育問題対策専門委員会における調査

重大事態のうち、以下の場合、第三者により構成される組織において調査を行う。

- ・ 保護者等が、学校教育課などから調査結果について報告を受けた後、改めて第三者による調査を望む場合
- ・ 事実関係をより明確にするため、専門的見地からの調査が必要と教育委員会が認めるとき

※ 教育委員会は、調査によって明らかになった事実などについて、保護者等に説明し、今後の対応や支援について話し合う。

※ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた疑いのある児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合い、必要に応じて調査に着手する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について、総合教育会議を活用するなどして市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

4 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生を防止するために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会における調査の結果について、再調査を行う。

再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査組織

再調査は、市長部局における「いじめ問題調査委員会」が行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。